四　各階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等の長さは、次の式に適合するものとすること。

$$\sum Q_{ai}L_i \geq P$$

この式において、Q_{ai}、L及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_{ai}　当該階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等（長さが九十センチメートル以上二メートル以下であるものに限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。）のうち計算しようとする方向に設けたものの許容せん断耐力で、次の式によって計算した数値（単位　一メートルにつきキロニュートン）

$$Q_{ai}=\frac{3}{H}(Q_0+1.5n)$$

この式において、H、Q_0及びnはそれぞれ次の数値を表すものとする。

H　当該階の階高（当該階高が三メートル以下である場合は、三とする。）（単位　メートル）

Q_0　地階を除く階数が二以下の場合にあっては十五、三の場合にあっては十（単位　一メートルにつきキロニュートン）

n　耐力壁の構造が第五第三号イに掲げる基準に適合する場合にあっては、当該独立無開口壁パネル及び袖壁パネル（その上下階の独立無開口壁パネル及び袖壁パネルを含む。）に緊結された垂れ壁パネル及び腰壁パネル（長さが九十センチメートル以上四メートル以下で、高さが五十センチメートル以上のものに限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。）を合計した数値、耐力壁の構造が第五第三号ロに掲げる基準に適合する場合にあっては、当該独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分（その上下階の独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分を含む。）に接する垂れ壁部分及び腰壁部分（次に掲げる基準に適合するものに限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。）を合計した数値

(イ)　長さが九十センチメートル以上四メートル以下であること。

(ロ)　高さが五十センチメートル以上であること。

(ハ)　高さが、当該垂れ壁部分又は腰壁部分に接する独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分の長さに一・六七（当該独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分が二の垂れ壁部分又は腰壁部分に接する場合にあっては、〇・八三）を乗じて得た数値以下であること。ただし、当該垂れ壁部分又は腰壁部分に接する独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分が曲げ破壊又はせん断破壊する時の力が、当該独立無開口壁パネル又は有開口壁パネルの袖壁部分のQ_{ai}に三・七五を乗じて得た数値以上であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

L　当該階の耐力壁として設ける無開口壁パネル等（長さが九十センチメートル以上二メートル以下であるものに限り、第二号の規定による開口部等を設けたものを除く。）のうち計算しようとする方向に設けたものの長さ（単位　メートル）

P　各階に生ずる外力として、前項第一号イにより計算した令第八十八条第一項の規定による地震力（単位　キロニュートン）

五　第八第二号ホに掲げる基準に適合すること。

六　耐力壁として設ける壁パネルには、直交集成板規格第三条に規定する強度等級Ｓ六〇―三―三若しくはＭx六〇―五―五に該当する直交集成板でラミナの厚さが二十四ミリメートル以上三十六ミリメートル以下のもの又はこれと同等以上の耐力を有するものを使用すること。

七　引張接合部が、緊結する部分に応じ、それぞれ次に掲げるものであること。

イ　第五第三号イ(3)(i)(ｲ)に掲げる部分　次のいずれかに適合するもの

(1)　Ｕ形の鋼材その他これに類するものにＪＩＳ　Ｂ一二二〇（構造用転造両ねじアンカーボルトセット）―二〇一〇のうちＡＢＲ四九〇に適合するもの（以下単に「ＡＢＲ四九〇」という。）でねじの呼びがＭ一六のボルトを有効長さ四十センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるように緊結したもの

(2)　ＡＢＲ四九〇でねじの呼びがＭ一六のボルトを有効長さ四十センチメートル以上を確保して、直交集成板に鋼板を介して終局引張耐力が八十六キロニュートン以上となるように緊結したもの

ロ　第五第三号イ(3)(i)(ﾛ)に掲げる部分　次のいずれかに適合するもの

(1)　Ｕ形の鋼材その他これに類するものにＡＢＲ四九〇でねじの呼びがＭ二〇以上のボルトを有効長さ二十センチメートル以上を確保して接合した金物を、直交集成板に終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるように緊結したもの

(2)　ＡＢＲ四九〇でねじの呼びがＭ二〇以上のボルトを有効長さ二十センチメートル以上を確保して、直交集成板に鋼板を介して終局引張耐力が百三十五キロニュートン以上となるように緊結したもの

(3)　第八第二号ニ(2)に定める基準に適合し、かつ、百三十五キロニュートン以上の終局引張耐力を有するもの

八　壁パネル相互を緊結する場合にあっては接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が一箇所当たり五十二キロニュートン以上、床パネル相互又は耐力壁線上に設けるはりその他の横架材相互を緊結する場合にあっては接合部（床パネル相互を緊結する場合にあっては、床パネル相互が接する線と耐力壁線が交さする部分に限る。）の短期に生ずる力に対する許容引張耐力が一箇所当たり五十二キロニュートン以上となるようにすること。

九　耐力壁である壁パネルと次に掲げる部分を緊結する場合にあっては、金物その他これに類するものの間隔を一メートル以下として当該壁パネルの部分に配置するとともに、当該接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が次に掲げる部分に応じて、それぞれ次に掲げる数値以上となるようにすること。

イ　基礎又は土台　一箇所当たり四十七キロニュートン

ロ　床版、小屋組又は屋根版　一箇所当たり五十四キロニュートン

第十一　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第七に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第十二　令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第八に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第三第二号、第四、第五（第三号イ(3)前段、ロ(3)前段及びハ(2)前段を除く。）及び第六に定める技術的基準を指定する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十八年四月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件

建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、ＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造計算書を次のように定める。

一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によりＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の安全性を確かめた場合　別表第一とする。